

分家住宅、大規模既存集落内の分家住宅

1 申請書 開発許可が必要な場合は手数料が異なります	申請手数料 0.1ha 未満 6,900 円
2 申立書	「分家についての調書（1）、（2）」 ※分家が必要となる理由 ※申請土地の選定理由及び本家住宅を改築又は増築できない理由 ※分家を新築する事に対する本家の所見 ※家系図（本家と分家）
3 位置図	1/20,000 程度の都市計画図（とっとり市地図情報サービス等） ※本家を青色、申請地の区域を赤色で表示してください。
4 区域図	1/2,500 程度の都市計画図（とっとり市地図情報サービス等） ※本家を青色、申請地の区域を赤色で表示してください。
5 現況図	1/500 以上の地図（住宅地図等） ※本家を青色、申請地の区域を赤色で表示してください。
6 公図の写し	原本を添付 ※申請地の区域を赤色で表示してください。
7 敷地面積求積図	地積測量図又は実測図等 ※原則、立会調書を添付してください。
8 土地登記簿謄本	本家が線引き（昭和 45 年 12 月 28 日）以前から所有していたことがわかるもの ※大規模既存集落については、線引き以降でも可
9 売買契約書等の写し ※大規模既存集落内の場合のみ	契約が完了であれば、地権者の同意書でも可 ※地権者の同意書の場合は印鑑証明書を添付してください。
10 戸籍謄本 及び 戸籍の附票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び本家のもの ・申請者又はその配偶者が本家に属する者から 3 親等以内の者であることが確認できるもの ・申請者又はその配偶者が本家に属する者又は属していた者であることが確認できるもの ・本家が線引き以前から現在まで当該大規模既存集落内に居住していることが確認できるもの <p>※必要がある場合は、原戸籍の謄本も添付してください。</p>
11 住民票謄本	居住予定者全員のもの及び本家のもの

次項に続きます。次項もご確認ください。

12 固定資産評価証明書	本家親族のもの 申請者及び配偶者並びに居住（予定）者全員のもの（ただし未成年者は除く） ※無しの場合は、資産証明の該当なし通知
13 排水等同意書	必要に応じて、土地改良区、水利組合長、実行組合長、地権者、鳥取県、鳥取市水道局、鳥取市（道路課、都市環境課、下水道経営課）等と協議してください。 協議相手方の署名又は押印をもらってください。
14 他法令の許可書等	農地法（申請書の写し）、道路法、国有財産法等
15 現況写真	敷地境界線を赤線で記入してください。 撮影方向を番号や矢印などで図示してください。 本家住宅の全景写真を添付してください。
16 予定建築物配置図	1／500 以上 以下を明示してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・方位、道路（道路名：法 42 条〇項〇号・幅員） ・水路、敷地境界線、道路境界線、道路後退線 ・規模（各階の延床面積、敷地面積、セットバック後の敷地面積）用途、構造 ・下水・雨水の排水計画、上水の配管図 <p>※公共樹及び雨水樹の位置（新設・既設別）、雨水の放流先を明示してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水樹の構造図（泥溜め 150 mm 以上を示す図面） ・敷地断面図（縦横断図） ・構造物の配置図及び詳細図
17 予定建築物図面	平面図（建築・延床面積を明示） 立面図 建物求積図
18 開発行為及び建築に係る協議済証	開発行為及び建築について地域住民の方（町内会長、実行組合長等）と調整してください。
19 その他	個人情報目的外利用の承諾について（承諾書） 既設擁壁の構造、断面（根入れの記入）、写真 必要に応じて、計算書又は安全性を確認する書面 その他市長が認める必要な書類

注意）この他にも申請の内容により必要となる書類、記載すべき事項がある場合があります。

- 提出部数 2部（1部は原本、1部は写して可。ただし、写真、図面等複写により見えにくいものは、原本と同一のもの）
- 申請書余白に申請に係る連絡先（氏名、電話番号）を記入

（配置図作成要領）

- 1 図面は A3 サイズとすること。（図面は A4 に折り込みすること）
- 2 申請敷地は赤色で表示すること。
- 3 排水系統は青色で表示すること。